

第4章 災害復旧計画

本章は、災害の再発生を防止するとともに、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画とするため、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後被害の程度も十分検討して計画を立て、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1 実施責任者

市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速・的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 下水道災害復旧事業計画
 - カ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、おおむね別表のとおりである。

4 激甚災害

著しい激甚の災害時は、被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第4章(災害復旧計画)

	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助金
公共土木 施設災害 復旧事業 国庫負担 法	河川	国、道、 市町村	堤防、護岸、水制、床止	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	標準税収入と 対比して算定 する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上	〃
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防波堤 を含む。)	道施行1カ所60万円	〃
	地すべり 防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水 施設、擁壁、ダム等	国 その都度決定する。 道施行1カ所120万円以上	〃
	急傾斜地 崩壊防止 施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある 擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、 市町村	橋梁、側溝、暗渠、路面、肩道路、 渡船場	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	港湾	〃	水域施設(航路、泊地、船だまり) 外かく施設(防波堤、水門、堤防) 係留施設(岸壁、浮標)等	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	漁港	国、道、 市町村	水域施設、外かく施設、係留施設、 輸送施設	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	下水道	道、市町 村	公共下水道、流域下水道、都市下 水路	道施行120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園、特定地区公園(カント リーパーク)の街路・広場、修景 施設、保護施設、運動施設等	〃	〃
空港整備 法	空港	国、道、 市町村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導 路、エプロン)、排水施設、照明 施設、護岸、道路、自動車駐車場、 橋、法令で定める空港用地、無線 施設、気象施設、管制施設(道、 市については、上記から無線施 設、気象施設、管制施設を除く。)	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業の うち基本施設 に要する費用 の2/10は地方 負担
農林水産 業施設災 害復旧事 業費国庫 補助の暫 定措置に 関する法 律	農地	道、市町 村、土地 改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10 (通常)、8/10 ～10/1
	農業用施 設	道、市町 村、土地 改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水 施設、農業用施設、農地又は農作 物の災害を防止するため必要な 施設	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10 (通常)、 7.5/10 ～ 10/10

第4章(災害復旧計画)

	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	災害関連農村生活環境施設	市町村、土地改良区等	農地等の災害と同一の災害により被災した集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設	1カ所	1/2
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10(通常)、7.5/10～10/10
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路(道路の付属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。)で道路法第18条第2項の規定による道路の共用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が、3万m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	簡易水道	市町村	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、排水施設	市施行 100万円以上 町村施行 50万円以上	1/2

第4章(災害復旧計画)

	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
活動火山 対策特別 措置法 都市局所 降灰除去 事業費補 助金交付 要綱	下水道	市町村	公共下水道並びに都市下水路の配水管及び配水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む。)に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		1/2